

# 道政の版



■喜多龍一十勝連合後援会 ■発行責任者/石田富男 ■発行日/平成9年1月7日 第3号



北海道議会議員 喜多 龍一

あけましておめでとーござい  
ます。昨年は冷湿害や道庁の不正  
経理により道の決算が二年連  
続不認定となるなど、本道の社  
会・経済を取り巻く厳しい環境  
の上に更に暗雲漂う一年でし  
た。不正経理問題は二月末招集  
の道議会に持ち越されますが、  
一日も早い道政の正常化を果た  
し、後ろ向きに消費されてきた



喜多龍一十勝連合後援会 会長 石田 富男

平成九年の新春を迎え心から  
慶び申し上げます。  
昨年、一年間道議並びに、後  
援会によせられましたご厚情に  
衷より感謝を申し上げます。第  
一、道政改革について  
・農業問題について  
・水産問題について  
・平成七年第四回定例道議会 緊急質問(十一月、十二月)  
・予算執行に係る不祥事について  
・平成八年第一回定例道議会 一般質問(二月、三月)  
・道政改革について  
・農業問題について  
・道官競馬運営改善計画について  
・北方領土問題について  
・特別地方消費税の二重課税性の指摘と禁止について  
・道立清水高等学校の総合学科への移行について  
・平成八年第二回定例道議会 予算特別委員会(六月、七月)  
・道職員の再就職問題について  
・平成八年第四回定例道議会 予算特別委員会(十一月、十二月)  
・高速道路の北海道横断自動車道「清水夕張」間の国土開発幹  
線自動車道建設審議会(国幹審)での基本計画画区間から整備計  
画区間への昇格について  
・主要道道夕張―新得線の早期着工について

## ダイジエスト

### 平成八年 第一回北海道議会 定例会 一般質問 平成八年三月一―八日



【質問】  
一、道庁改革について

さて、二月に出された「道政改革の基本方針」で、行財政の簡素・効率化、組織・機構のスリム化が柱の一つとなっております。  
国においては、第八次定員削減計画により定員削減が行われており、地方公務員についても、これに準じて、地方財政計画上、

毎年、一パーセント程度の定員合理化措置を講じていることとされておりますが、道は、このこととどのように捉え、どのように対処してきたのか、お聞き致します。  
ここに、過去十年の知事部局の職員数の推移及び管理職・一般職の状況のデータがありませんが、総職員数は、昭和六十一年から平成二年まで減り続け、



超大なエネルギーの全てを地域や本道の未来のために注がれることを願うものであります。また、早いもので道議一期目の折り返しを迎えました。昨秋小選挙制度の総選挙を経て、十勝政治の新たな枠組みのもとで私自身、今後歩んでいかなければなりません。故中川一郎代議士鈴木宗男代議士の下で政治の道一筋、この道以外にない私であります。後援会の皆さん、心ある多くの十勝の皆さんを頼りに、十勝・北海道のため頑張っていますので、本年も変わらざるご指導ご支援を賜りますようお願い、心からお願ひ申し上げます。年頭のご挨拶と致します。

さて、今年はや早いもので、喜多道議を当選させて頂いてから九二年、折り返しの年でもあります。幸いにして、道議も新人議員として高い評価もいただいて居ります。管内町村に一生懸命足をこまめに議員活動に汗を流している所でもあります。後援会といたしましては、次の戦いに向けて更に組織の強化をはかっていると思っております。特に昨年十月には小選挙区制による初めての総選挙が執行され、十一選挙区では自民党の勝利で終わりました。

その後、平成七年まで増え続けておりまして、そのうち一般職は、この十年で四百四十人の減、それに対し管理職は、この十年で四百一人も増えているのであります。このことを一体どう理解し、どのように受けたら良いのか、お聞きしたいと思います。次に、簡素・効率的な行財政を行うとされておりますが、そもそも、行政とは何か、地方自治とは何か、また、国と市町村の中間に位置する道庁は、何をどこまで担うのか、例えば、収益事業に手を出すことが良いのかどうかを含め、抜本的な検討のもとに行われるべきであると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、組織・機構の見直しですが、知事政策室の提案を取り止めるとの報道があったり、にもかかわらず、企画室の政策室や、副支庁長の設置を始め、道は、組織・機構の改正を考えているのであります。土木部の不祥事を受け、昨年土木現業所に三役室の壁を取ったり、十の土木現業所に副所長をにわか設置したり、支庁の地域政策課を設置すると、一課二係を所掌するための部長職の室長を、直ちに十四支庁に置いたり、極めて、対症療法的であると感じております。組織・機構の見直しは、人・モノ・お金がついてまわります。支庁に機能と権限を、できる限り委譲するならば、同時に、本庁の役割も整理・再構築した上でなければならぬと思っております。

私は、その際、本庁の役割は、全道的見地に立った企画・立案及び予算編成、全道調整、国とのパイプ役の三本柱として、



↑平成8年7月10日付 十勝毎日新聞

道議会の集約 道議会の集約 道議会の集約 道議会の集約 道議会の集約 道議会の集約 道議会の集約 道議会の集約 道議会の集約 道議会の集約

↑平成8年3月19日付 東北北海道新聞



浦幌町 農業視察



農業視察

↑平成8年12月8日付 十勝毎日新聞

↑平成8年4月2日付 十勝毎日新聞

これは自民党の政変が国民に受けられた結果であろうと思っております。我々は、この現実を見極めながら、しっかりと受け止め、後援会として今後活動をして行きたいと思っております。今年一年、会員の皆様のご発展を、ご祈念申し上げます。後援会に対して高層の指導、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

「徳州会」進出けん制 徳州会 徳州会 徳州会 徳州会 徳州会 徳州会 徳州会 徳州会 徳州会 徳州会

↑平成8年4月2日付 十勝毎日新聞

の改善のため、帯広をはじめ三市の競馬場から撤退し、門別トレンと札幌競馬場に集約することを柱とした、道官競馬運営改善計画案を昨年一月に示しました。馬産振興のためにも経営を健全化し、道官競馬の継続を図らなければなりません。道官競馬運営改善計画案は、道官の撤退が、地方競馬の一方の、ほんえい競馬に存続の危機をもたらすことに、一言も触れられておりません。

また、市官競馬組合の経営にも著しく影響を与えることについて、強い要望が実施されていることについて、知事は、どのように受けとめ、どのように対処しようとしているのか、お伺い致します。

また、計画案では、開催経費の抑制に力点を置かれ、競馬場の改善のため、帯広をはじめ三市の競馬場から撤退し、門別トレンと札幌競馬場に集約することを柱とした、道官競馬運営改善計画案を昨年一月に示しました。馬産振興のためにも経営を健全化し、道官競馬の継続を図らなければなりません。道官競馬運営改善計画案は、道官の撤退が、地方競馬の一方の、ほんえい競馬に存続の危機をもたらすことに、一言も触れられておりません。



また、市官競馬組合の経営にも著しく影響を与えることについて、強い要望が実施されていることについて、知事は、どのように受けとめ、どのように対処しようとしているのか、お伺い致します。

て、特別地方消費税として改組みし、税率も十パーセントから三パーセントに改定し、また、免税点についても、飲食七千五百円、宿泊一万五千円と緩和して実施しているものであります。かかる中であって、旅館、環境衛生業界は、消費税とともに課せられてきた特別地方消費税に二重課税とも言ふべき負担の軽減等を訴え、撤廃を一貫して要請し、他方、知事会をはじめ、地方六団体は財源確保の観点から、存続要望をしてくていることは、ご案内のとおりであります。

そこで、私は、道にあっては、この特別地方消費税収約四十億円の約二分の一に当たる二十億円近くが市町村に対する交付金などに向けられておりとお聞きしますが、私は、八年度の税収見通し五千四百億円のうち、特別地方消費税のウェイトは〇・七パーセントとは言え、使われ方を見ますと、大変貴重な財源であると思ひます。

しかしながら、昨年十二月、与党三党の税調で「特別地方消費税については、地方消費税の導入の時期までに、その在り方を抜本的に検討する」と、その税制大綱にうたい、政府税調も同じであります。更に、平成六年の消費税法一部改正で、「今年九月三十日までに、所要の措置を講ずる」とし、これに基づいて政府は、平成九年四月から消費税税率を五パーセントとすると決定し、また、地方消費税の税率については、地方税法の附則により、今年の九月三十日までに所要の措置を講じるものとし、これを受け、五パーセントのうち、一パーセントを地方税、即ち、地方消費税を新たに創設す

ることになっているのであります。それに伴い、消費税の五分の一を地方に配っていた、いわゆる消費譲与税を廃止することとワンセットで行われることになっているのであります。この一パーセントの地方消費税収の推計額と、消費譲与税の額は、どの程度になるのか、お聞きしたいと思います。

また、全国知事会等は、国庫補助金は基本的に廃止する、と望ましが、当面、少なくとも三年以内に、現在の補助金総額約四兆円を、二兆円程度に半減させるなど大幅に削減し、削減した相当額は地方税及び地方交付税により一般財源として措置せよ、と要望しております。これらのことや、消費税率のアップに伴う地方消費税の創設並びに消費譲与税の廃止、そして地方分権の推進を背景に、与党税調、政府税調の「在り方を検討する」という位置付けがなされたのだと考えます。

全国知事会にあたっては、全国で概ね千三百億円の収入がある特別地方消費税の在り方について、トータルな議論が成されたと思ひますが、特別地方消費税の税取分程度は、地方消費税の収入で十分賄えるのではないかと考えますので、特別地方消費税の廃止に向けて検討して頂きたいと思ひます。

知事の所見をお伺い致します。最後に、教育問題についてありますが、総合学科について、第十四期中教審答申において、高等学校教育の改革の方向として、昭和二十三年以来の普通科と専門学科に区分された現行学

科制度から、自分の興味・関心や進路などに基づく主体的な学習を促し、それぞれの個性を最大限に伸ばすための選択の幅の広い教育を推進していくことが大切である、として、新たな学科である総合学科が打ち出され、全国で既に、平成六年度の七校を皮切りに、八年度予定の二十二校を含め、四十五校となるのであります。

そこで、道はこの総合学科についてどう捉え、どのように取り進めているのか、まずお伺い致します。教育長は今議会で「当面一、二校について具体的検討を行っている」と述べておられますが、十勝管内の清水町においては、道立清水高校の活性化や間口維持等を検討してきた中から、現在の普通科三間口と酪農家一間口から、総合学科への移行を固め、一月末に、道に正式に申し込

込まれましたが、このことについて、道教委はどのように受けとめておられるのか、お聞きしたいと思います。

他県の例を見ますと、八年度スタートを含む四十五校のうち十一校が、普通科のみの高校から総合学科への移行であり、七十六パーセントに当たる三十四校が普通科と職業学科の併設校からの移行であり、これが概ねを占めているのであります。このことは、まだ、一校の移行も見えていない本道にあって、どのように受けとめ、本道の今後を見据えていくのか、ご所見を伺いたいと思ひます。

そこに至るまでには、総合学科はどんな学校か、進学を目指す生徒にとつてどうなるのか、高校の活性化、間口問題など、父兄の不安は相当なものがあつたのであります。町は地元中学校を含むPT

双方で構成する地方競馬連絡協議会で具体的な協議を行つているところであります。

(一) 道営競馬改善計画案について (開催地集約による効果などについてであります)

計画案では、収益性を高めることを大きな狙いとしており、開催地を集約することにより、施設の借り上げ料や移動経費などが大幅に削減されること、正月競馬など開催機関の延長による売上げが拡大されることなどが見込まれ、ご指摘の点などと比較しても効果が期待できるものと考えております。

(二) ファンの確保について (ファン確保などについてであります)

道営競馬は、これまで各地で開催してきたことから道内に広く、ファンが定着しております。このため、映像の伝送など情報機器を活用しながら、場外発売システムの充実が努めてまいりたいと考えております。

(三) 運営体制について (運営体制についてであります)

計画案においては、収益事業に相応しい体制として一部事務組合への移行を検討することにしておりますが、これまで道営競馬やばんえい競馬が独自の運営体制により異なった競馬を開催してきた経過から、難しい問題もあり、道と市営競馬組合が、どの様な分野で協調できるかなどについて現在、鋭意検討しているところであり、厳しい経営環境にある道営競馬の早期健全化を図り、安定した運営を

とあります。

「答弁」 一 道行改革について (一) 定員の削減について (地方財政計画との関連についてであります)

平成八年度の地方財政計画におきましては、国家公務員の定員削減計画に準じた定員の削減と、社会福祉等施設や在宅福祉等の業務量の増大に伴う増員が、盛り込まれておりますが、道としても、これまで新たな行政需要に對してスタッフ・アン・ド・ビルドの考え方のもとに全体として職員数の抑制に努めてきたところであります。

平成八年度におきましては、事務事業の総合点検を実施し、それを踏まえて組織機構を見直すこととしておりますので、その中で、適正な職員配置についても十分検討し、効率的な行政執行を図つて参りたいと考えております。

(二) 管理職員の給員について (管理職の給員についてであります)

道におきましては、多様化する行政需要や新たな課題に的確に対応できる執行体制を整備するため、不断に組織機構の見直しを行つてきており、最近の公共事業の大幅な増大のなかでも職員数の抑制に努めて参りました。また、道が担う業務の範囲が拡大してきていることのほか、業務内容も複雑化、多様化あるいは専門化してきていることなどから、より高度な判断や大きな責任に對応できる職の設置が求められ、結果として、管理職員の数が増加してきたものと考えております。

総合学科は、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への学習を重視することや主体的な学習を通じて学ぶことの楽しさや成熟感を体験させる学習ができるようこれまでの普通科と専門学科に並ぶ新たな学科として制度化されたものであり、道教委といたしましても、高等学校の個性化・多様化を図る観点などから、積極的に検討して参りたいと考えており、その設置については、学校統合再編成や学科転換等の中で導入を図つて参りたいと考えております。

道教委といたしましては、総合学科の設置については、地域や学校の十分な理解が不可欠でありますので、今後地域や学校と連携を深めながら早期に設置したいと考えております。

道教委といたしましては、地域の特色を生かし、地域に密着した高校づくりの在り方などについて真剣に論議された結果の要望であると受け止めております。

なお、清水高校の場合につきましては、普通科と農業科の併置校から総合学科へ学科転換を



道政を実現して参りたいと思ひます。

(五) 当面の機構改正について (当面の機構改正についてであります)

部の編成など組織の根幹に關わるような組織機構の改正につきましては、基本方針を策定の上、見直しを行うことが基本と考えておりますが、その一方、その時々々の行政ニーズに的確に対応するための、毎年度の見直しの中で組織機構の改正を行つてきております。

平成八年度に向けましては、道政改革の推進体制や一連の不祥事に係わる改善プログラムの進行管理体制の整備、重要施策の企画や道行政の総合調整を行う体制の強化、支庁機能の強化、東京事務所の情報収集体制の整備などを早期に行う必要があると考えておりますので、ご理解をいただきますと存じます。

道は、昨年一月、道営競馬の経営の健全化を図るため改善計画案を策定いたしました。将来撤退により影響を受ける競馬開催市や関係の方々から、今後とも継続してほしい旨の要望があつたところであり、しかしながら、近年、競馬を取り巻く環境が、極めて厳しい状況の中で、道営競馬が健全な経営を維持していくためには、この改善計画案の着実な実施が必要でありますので、今後とも関係の方々に対してその内容などについて理解を求めてまいりたいと考えております。

また、市営競馬組合に対する影響や問題点については、現在、

とあります。

「答弁」 一 道行改革について (一) 定員の削減について (地方財政計画との関連についてであります)

平成八年度の地方財政計画におきましては、国家公務員の定員削減計画に準じた定員の削減と、社会福祉等施設や在宅福祉等の業務量の増大に伴う増員が、盛り込まれておりますが、道としても、これまで新たな行政需要に對してスタッフ・アン・ド・ビルドの考え方のもとに全体として職員数の抑制に努めてきたところであります。

平成八年度におきましては、事務事業の総合点検を実施し、それを踏まえて組織機構を見直すこととしておりますので、その中で、適正な職員配置についても十分検討し、効率的な行政執行を図つて参りたいと考えております。

(二) 管理職員の給員について (管理職の給員についてであります)

道におきましては、多様化する行政需要や新たな課題に的確に対応できる執行体制を整備するため、不断に組織機構の見直しを行つてきており、最近の公共事業の大幅な増大のなかでも職員数の抑制に努めて参りました。また、道が担う業務の範囲が拡大してきていることのほか、業務内容も複雑化、多様化あるいは専門化してきていることなどから、より高度な判断や大きな責任に對応できる職の設置が求められ、結果として、管理職員の数が増加してきたものと考えております。

総合学科は、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への学習を重視することや主体的な学習を通じて学ぶことの楽しさや成熟感を体験させる学習ができるようこれまでの普通科と専門学科に並ぶ新たな学科として制度化されたものであり、道教委といたしましても、高等学校の個性化・多様化を図る観点などから、積極的に検討して参りたいと考えており、その設置については、学校統合再編成や学科転換等の中で導入を図つて参りたいと考えております。

道教委といたしましては、総合学科の設置については、地域や学校の十分な理解が不可欠でありますので、今後地域や学校と連携を深めながら早期に設置したいと考えております。

道教委といたしましては、地域の特色を生かし、地域に密着した高校づくりの在り方などについて真剣に論議された結果の要望であると受け止めております。

なお、清水高校の場合につきましては、普通科と農業科の併置校から総合学科へ学科転換を

(三) 簡素・効率的な行政について (事務事業の総点検についてであります)

全庁的な事務事業の総点検の実施に当たりましては、新たな行政課題や時代の変化に即応できるように行政運営の改善を図り、簡素で効果的な行政システムを確立するため、道が行つてい

る業務について、道と市町村との適切な役割分担、民間能力の有効活用、社会経済情勢の変化などによる必要性の有無、道営事業の改善、等の観点から抜本的に見直して参りたいと考えております。

(四) 組織・機構の見直しについて (組織機構の見直しに關連してであります)

と位置付け、先に策定した道政改革の基本方針に基づき、事務事業の総点検や組織機構の見直しに取り組むこととしており、地域を重視し、地域に密着した道政を展開して行くことを基本に、支庁への予算の拡大や許認可などの権限の委譲を積極的に進め、支庁の機能を強化して参りたいと考えております。

また、本庁については、支庁機能の強化に關連して、より簡素で効率的な業務執行を図ることが大切であると考えておりますので、ご提言の趣旨を念頭に置きながら、本庁と支庁の業務権限のあり方などについて検討して参りたいと思ひます。

また、市営競馬組合に対する影響や問題点については、現在、

また、市営競馬組合に対する影響や問題点については、現在、

しようとするものでありまして、現時点では、道内で他地域に先駆けて論議が進められているケースであると考えており、こうした議論も踏まえながら、本道における総合学科の在り方について討論を深めてまいりたいと考えております。

### 3 総合学科移行に向けての取り組み状況について

(最後に、清水町における総合学科移行に向けてであります)

地域と高校が十分に話し合いを深めるなかで、地域の高等学校の在り方についての方向性が一致することが望ましいものと考えており、道庁において高等学校も交えた協議会などで議論が進められておりますので、その場に積極的に参加し、議論を深めるなど、前向きに取り組んで参りたいと考えております。また、総合学科の趣旨の周知や地域の特色、中卒者の進路動向を生かした教育課程の設定などの課題もありまことに議論することが大切であると考えております。

なお、ご指摘ありましたように総合学科について様々な意見や戸惑いがあることは承知しております。

私といたしましては、先程も申し上げました総合学科の趣旨から、この学科を推進することは、これからの時代にあった学校改革を推進する一つの方策でもあり、そのためには、これまでの枠にとらわれない新たな視点で取り組むことが必要と考えておりますので、様々な課題について、地元の協議会等の場にも本庁はじめ教育局の職員などを

参加させ地域や高校と十分に論議を尽くして、総合学科の設置に向けて、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

### 〔再質問〕

それぞれ、ご答弁をいただきましたが、何点かについて、再度、質問及び指摘を致します。まず、道庁改革についてであります。道庁の目指す姿、道筋をお聞きしたいと思っておりますが、知事の考える道政改革の全体像が見えなかったためです。

一連の不祥事に端を発し、五ヶ月に及ぶ「道政改革」に対する、みんなの議論が一体、何であったか、誠に残念であります。今、かつて「5%経済」と言われた本道経済は、道内総生産の全国に占めるシェアが、昭和六十三年から、三パーセント台に落ち込むなど、産業構造が立ち遅れ、大きな不安を抱えているのであります。

他方、本道の高齢化は、全国より早いテンポで進み、総体として、本道は地盤沈下の一途をたどっているのではあります。

そうした中で、戦後五十年を経た今日、道庁の組織疲弊があつたということでありませう。

これらを踏まえ、今後、北海道がどういう方向に力点を置き、施策展開をし、メリハリをつけた予算分配をしていくのか、かつて、前知事時代の十二年間の中で、産業基盤の面から見ると、今や、取り返しのできない所まで来ていると思ひます。道政の執行方針、道庁の改革は、まさに、知事の考え、知事の決断にかかっているものであるということをご指摘しておきます。

次に道営競馬についてであります。

帯広競馬を例に見ますと、戦前、戦中、戦後を通じ、馬産振興、地域農業と経済に多大な貢献をしてきたのであります。

特に競馬を所有している十勝農協連も、その事業収益から、指導事業をはじめ地域農業の底上げに資してきたのであります。特に軽種馬・重種馬を併せ持つ、まさに十勝農業の一翼を担うものであり、これらの生産者は篤農家でありませう。彼等関係者の思いは深く、先人が築いた財産を失うことは断腸の思いであります。この思いを知事は心に刻んでいただきたいと思ひます。

また、一例として、市営と道営の統合を図ることも検討してはいかか、と申し上げたのに、道と市営競馬組合が、どのような分野で協調できるかなどについて、現在鋭意検討している。」とのお答えでしたが、まさに今まで、特に業績が良かったうちに何もしてこなかったことの証明であります。

雇用もそれぞれ、機器類もそれぞれ、開催員七十名にも及ぶ出張や、平成元年まで積立て内留保留してこなかったなど、様々な改善の道があつたはずなのであり、この点は大いに反省すべきであります。三市からの撤退を再考していただきますようお願いいたします。今一度、所見を伺いたいと思ひます。

最後に、総合学科についてであります。

先ず、教育長の、総合学科への道教委としての取り組む姿勢についての答弁を、評価させていただきます。

一方、現場の教員の一部の声

として、他県の総合学科の卒業生が出た上で見極めたほうがよい、道内に意欲ある計画と強い設置要請があるにもかかわらず、他県をモデルとし、一体どういうことかと、教員の姿勢についても、お尋ねしたのであります。

私が、再び触れる理由は、教員をできるだけ刺激しないでやっていきたい、というこれまでの道教委と教員の正常でない関係が、そこに見えるからであります。

主任制問題が二十年経ってなお解決しない、この問題に触れようとすると、「それは困ります」「組合を刺激することになりませう」と言います。「そつとしておく中で主任の命課も行っているのだから」ということでありませう。

互いの立場を尊重すると言う美名のもと、実態として正當に評価し、主任制問題を基本的に解決することなく、互いに虚構の世界に生き続けていると言わ

ざるを得ないのが、本道教育界の現状であると思ひます。

三月まで教諭であつたものが四月から教頭になって、昨年までの組合仲間から変節をせしめ、気持ちの整理に一定期間を要する。また、学校運営の管理職としての間で苦勞が多い、学校運営に支障をきたすなど、根本的問題を、主任制問題は含んでいるのであります。

意志の疎通を欠き、血の通わない本道教育界にあつて、どうしてはじめ対策などできませうか。

マニユアル、対処方針をいくらかつたつて絵空となりませう。仕事は、組織や仕組みのみでするものではありません。人がするべきであります。

聖域をつくつては駄目なんです。ここでも意識改革が必要なんです。

かつて、主任制問題の初期の

頃、今は亡き熊谷克治社会党道議がおりました。

彼は激しい主任制導入反対闘争に、身を挺す教員に対し、「教育現場のなんたるかに留意せい、対応は十分に考えてやりなさい」というような指導をしたのであります。

その話を当時側聞したとき、非常に感銘したことを、今、生々しく且つ懐かしく想い出されてなりません。

教訓に学ぶべきであり、学校現場の新たなあり方の一刻も早い実現に取り組むよう指摘し、私の質問を終わります。

〔再答弁〕  
(道営競馬の改善策についてであります)

一 先ほども申し上げましたように道営競馬については、極めて厳しい経営環境にあり、早期健全化を図り、安定した運営を確立していくことが重要な問題であると考えております。

このため、市営競馬組合との連絡協議会において、改善計画案の実施による影響や問題点について具体的な協議を行つておりますが、今後どのような分野で協調できるかなどを含め、さらに検討を進め、関係者との協調を図りながら、健全経営の早期実現に努めて参りたいと思ひます。

## 平成八年 第四回北海道議会 予算特別委員会 平成八年十一月～十二月



### 〔質問〕

高速道路の北海道横断自動車道について、お尋ねを致します。

北海道横断自動車道は、現在、千歳、夕張、池田、釧路、本別、北見が整備計画区間となっております。昨年十月に、清水、夕張間が供用開始となっております。問題は、道央と道東を結ぶ清水、夕張間が未だ基本計画区間のままであることであります。

もとより、道路というのは、端の方をカットするのはともかくも、分断しての整備計画というのは考えられないことであり、昭和五十三年に、清水、夕張間が基本計画区間に編入されて以来、十八年、その間、四回の国土開発幹線自動車道建設審議会、いわゆる国幹審が開かれたのであります。本区間が整備計画区間に昇格されなのまま放置されてきたのは如何なる理由によるものか、先ず、お聞きしたいと思ひます。

これに関連して、現在、道央圏と道東圏を結ぶ幹線道路である一般国道二七四号の最大のネックは、標高下メートルの日勝峠であります。

霧や雲、雪、峻険など、四季を通じての難所であります。そこで、平成五年に、主要道

道に指定して頂いた夕張、新得線の早期着工開通が、その補完として待たされるところであります。

しかし、高速道路と主要道々が、新得への降り口地点で、どうしてもクロスせざるを得ないことから、清水、夕張間の整備計画区間の未昇格が、主要道々「夕張、新得」の路線決定、早期着工にとって、大きな障害ともなっていると推測しているところですが、この道々の整備について、どのように認識しておられるか、この際、お聞きしておきたいと思ひます。

さて、国は、来年度予算編成直後の十二月下旬にも、国土開発幹線自動車道建設審議会を五年ぶりに開く姿勢を示しております。

今回、本道からは清水、夕張区間一本が予定されておりますが、年内開催は確実なのか、また、これへの取り組みの経過について、お伺い致します。

清水、夕張区間に対する国の方針は、建設省道路局の対応はどのような感触か、巷間、伝えられる情報では、「不採算路線への風当たりが強く、約八十一キロメートルの全区間の昇格は極めて厳しい。せ

いぜい、清水、占冠のみ。」と耳にしておりますが、これがこのまま決着した場合、北海道横断自動車道にとって、大変憂慮すべき事態と考えています。

状況をお聞かせ頂きたいと思ひます。

○ 現行の四全総は、「一極集中の是正、国土の均衡ある発展」をその基本理念としてつたい、多極分散型の国土形成を目指して、拠点都市など指定し、その動脈が高速道路を始めとする高規格幹線道路であります。

次期全総では、国土づくりの新戦略として、「地域連携軸」と「新しい国土軸」が提唱される見通しとされておりますが、下河辺国土審議会々長は、「高速道路や新幹線の整備がインフラではない、北海道の人は誤解している。」と言っているようですが、動脈は、やはり高速交通体系であります。

概して、下河辺会長の考え方に、構想と財源裏付けの狭間に落ちて、官僚上がりの限界とも言ふべき、大きな矛盾が表出しているように感じておりますが、道の新しい総合計画づくりリンクすることでありませうから、別の機会に譲りたいと思ひます。

今回、五年ぶりの国土開発幹線自動車道建設審議会でありませうが、第二東名など、道路公団にとり、ドル箱路線が対象路線となつており、これが昇格したら、不採算路線のために国幹審を開く苦も無く、次はいつになるのか、否、もうチャンスはないのではないかと、どの危機感を私はもつていません。

清水、夕張間が落ちた場合、その後は、「直轄」ということなどの議論を含め、つまり、直轄となつた場合、道路財

源の枠もあり、遠い遠い彼方へ追いやられてしまつてありませう。

どのように認識しておられるかこの点、所見をお伺いいたします。

最後の質問です。  
本道開拓の歴史は、近代国家日本の幕開けとともに歩み、とりわけ、戦中・戦後の動乱期の中で、食料供給を始め、各方面にわたり、我が国のまさに含み資産として、北海道開拓・開発の意義と蓄積が機能し、今日に至つていふと考へます。

私は、要請行動の中で、もっと大胆に言うべきことは言い、しかも、その相手は国の機関だけでは済まないと考えております。

秋口に、建設省は「北海道は何をしているのか、役所に来るだけではダメだ」と、イライラしている話を、私は関係者から聞いております。

一部マスコミは、執拗に反公共事業キャンペーンを展開し、本道の高速道路もヤリ玉に挙げられております。

そして、国の機関は、それに乗つかつて、不採算路線を切りにかかつてきています。「一体、国は北海道をどうしようというのか、決意のならば、国に強い決意の意思も、国に対応し、怒るべきだと思ひます。世論に訴えるべきと考えます。残り三週間、どんなことがありませうとも、新たな疑惑に揺れる土木部とはいえ、行政に停滞は許されませぬ。国の審議会に向けての新たな運動構築について、所見と強い決意をお伺い致します。

### 〔答弁〕

○ (答弁要旨)

(夕張新得線の整備についてであります)

本路線は、道央圏と道東圏を結び、一般国道を補完する主要な幹線道路として認識しております。

占冠と新得間整備につきましては、日高山脈に連なる峠を越え、未開削区間も長く、また、ルート所想定される範囲に高速道路の計画もあることなどから、ルートを選定するための調査を慎重に進めているところでありませう。

今後、地形、地層等の現況を把握する調査や、ルート選定のための概略設計などを進めてまいりたいと考えております。

### ○ (答弁要旨)

(審議会の開催についてであります)

開催時期については、現在のところ、まだ明確となつておりませうが、平成九年予算編成後の十二月二十七日頃にも開催されることの情報があります。

○ (答弁要旨)  
(審議会に向けての取り組みについてであります)

「夕張、清水間」の整備計画への組み入れについて、これまでも道議会の協力などを得て、知事を先頭に、建設省をはじめとする関係省庁に要請するとともに、道選出の国会議員の方々にもご支援を頂けるよう活動してまいりました。

さらに、東京においても高速道路の整備促進の総決起大会を開催するなど、鋭意、取り組んでまいりましたが、今後とも地元期成会と連携し、固い決意で関係省庁などに強く要請していきたいと考えております。



# スーパーおおぞら 3往復

3月改正  
JRダイヤ  
新得、帯広、池田に停車  
スーパーおおぞら 1往復増の6往復に

【札幌管内】札幌管内の各駅間を結ぶスーパーおおぞら列車は、今年3月改正ダイヤで、新得、帯広、池田に停車し、1往復増の6往復に増強される。スーパーおおぞら列車は、札幌管内の各駅間を結ぶ列車で、今年3月改正ダイヤで、新得、帯広、池田に停車し、1往復増の6往復に増強される。スーパーおおぞら列車は、札幌管内の各駅間を結ぶ列車で、今年3月改正ダイヤで、新得、帯広、池田に停車し、1往復増の6往復に増強される。

# 北海道農業 元気づくり事業

去年秋には、平成六、七年度二ヶ年を実施した道単独のUR対策事業の「高収益農業促進緊急対策事業」を新たに「北海道農業元気づくり事業」として継続した（三年後更に延長して五年はやるようにします）。

- 補助対象 次の三つの方向を促進するため  
1. 新技術の導入や生産方式の改善等による農産物の低コスト・省力化生産  
2. 野菜や花き、肉用牛などによる経営の複合化  
3. 農産物の付加価値向上や販売体制の強化

- 事業実施主体、補助率及び事業実施期間等  
・事業実施主体…営農集団、農協、市町村、その他支庁長が適当と認める者  
・補助率…一／二内  
・事業実施期間…平成八、十年標準事業費…一五、〇〇〇千円  
・実施地区数…一〇九地区（うち日本海特別枠十四地区）



●9月5日～6日 関係機関委員会道内調査（旭川市・上子平地産見視）

太平洋対策の実施を！  
十勝四町三漁協共同のもとマツカワ・ハタハタ等複数漁種を対象とする総合的な栽培漁業センター設置し、十勝沿岸域の漁業振興をトラスティックに取り組み必要があります。



●7月10日 軽便馬2才品評会（帯別町別所十勝軽便馬会）

特別地方消費税を一九九〇年度廃止決定！！  
今年三月の私の一般質問（本誌掲載）で、かつての「料飲税」、現行の「特別地方消費税」は二重課税と指摘し、廃止を訴えましたが、年末（二月一八日）に決定した。税制大綱の中で「特別地方消費税は、三年間継続し、一九九〇年度で廃止する。」ことが盛り込まれました。

農業生産法人の関連事業の範囲拡大へ！！  
農家民宿がレストラン経営は個人農家にのみ認められ、農業生産法人に認められていなかった。これに対し、そもそも農業法人の要件を満たして農業生産法人が認可されているのだからと議論を続けてきたところだ。現在、農水省は、規正緩和の一環として農地法を見直ししていく中で、平成八年度中に、農水省としての方向を出す、ということまで内部的に検討されています。なお、頑張ってください。

道による農協合併支援措置の強化を  
本道における農協合併支援対策の道の支援措置は、山形・大阪・大分・熊本に比べ弱い。充実を！！  
合併組合に持ち込んだ見積欠損額の二／三が自助努力。残り一／三の二／三を連合会、一／三を道が措置するという現行制度を道一／二連合会一／二とすべく、二月決着に向けて、道に強く働きかけています。

# トピックス



●8月25日 稲本代蔵（札幌市）

# 道の「農業振興推進計画」について

策定の目的  
「食料」の「農業」「農村」の視点から、条例で定める基本方針に即し、社会経済情勢に対応し総合的かつ計画的に施策を推進するために、五ヶ年程度に行うべき具体的な施策とその展開方向を明らかにした「農業振興推進計画」を策定する。

- 収益性の高い地域農業の確立を図ること
- 多様でゆとりある農業経営の促進を図ること
- 農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図ること
- 環境と調和した持続的発展が可能な農業を促進すること
- うるおいや豊かさが感じられる活力ある農村の構築を促進すること
- 道民の農業に対する理解を促進すること

1. 農業基本法のねらい  
農業と他産業との間の生産性と生活水準の格差を是非その実現のために、経営規模の拡大等により生産性を向上し、自立経営を広範に育成（構造政策が主たる政策手段）農業生産は、米麦等から畜産、果樹、野菜などの需要が伸びるものに転換（選択的拡大）

4. 新基本法検討に当たって考慮すべき視点  
以下の点につき、今後、食料・農業・農村に関する国民的な合意形成に向けた議論の際の素材を提供するという観点に立つて問題提起

(6) 農業経営の安定の確保  
コストの削減が一層求められる中で農業経営の安定を図る必要があるが、農産物の商品特性も踏まえ、農産物価格決定のあり方と、農業所得の過度の変動の防止の手段につきどのように考えるべきか。また、国境措置の手法や水準はどうするのか。



●12月19日 大城知事（札幌市）



●12月18日 渡辺、岡本（札幌市）

2. 農業基本法の成果と評価  
農政の方向が法律という形で宣言されたことにより、施策が図られた  
農業生産性の増大により、国民の食料の安定供給という面で貢献  
他産業の生産性が高度経済成長により著しく向上したため、農業自体の生産性は向上したものの、農業と他産業との間の生産性の格差を是非するに至らず  
生活水準の均衡については、兼業所得の増大もあり、農家平均としては達成  
農地価格の上昇に伴う農地の資産的保有傾向の強まり等により、一部を除き経営規模の拡大と自立経営の育成は進まず  
生産の選択的拡大はある程度進んだものの、食料消費構造の変化等により食料自給率は低下  
このように、農業基本法が描

(2) 留意点  
今後の食料・農業・農村の役割、位置付け等に関する国民的な合意形成  
ゆとり、安心、うるおい等が実感できる経済社会の創造  
世界全体の人口、食料、環境問題の解決等の地球的視野  
個人や地域の自主性、創意工夫の十分な発揮

(7) 農業に有する多面的機能の位置付け  
農業が持つ農産物供給以外のさまざまな機能について国民的な理解を得るにはどうしたらよいか。また、農業と環境との関係についてどう考えるのか。  
(8) 農村地域の維持・発展  
過疎化・高齢化が進む農村地域を、都市住民にも開かれた快適な余暇・生活空間等として活性化していくにはどうしたらよいか。中山間地域等における施策のあり方等をどう考えるのか。

